

## 令和7年度からの多子世帯への大学授業料等無償化について【新入生】

令和7年度から国の施策として、多子世帯の学生に対して、所得制限なく大学の授業料及び入学料を無償化することが予定されています。

扶養する子どもが3人以上の世帯は、本制度の対象となる可能性がありますので、文部科学省のホームページにてご確認ください。

[高等教育の修学支援新制度: 文部科学省](#)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

なお、手続き方法等については下記日程で説明会を行います。

### 【令和7年2月時点 給付奨学金の予約採用が決定している新入生】

対象	説明会名称	日時	場所	備考
新入生 給付奨学金 予約採用者	日本学生支援機構 奨学金【予約採用】 候補者説明会	令和7年4月2日(水) 入学式後 14:00～16:00	C102 教室	学生本人のみ 参加可

### 【令和7年2月時点 給付奨学金の予約採用者ではない新入生】

対象	説明会名称	日時	場所	備考
新入生	日本学生支援機構 奨学金【新規】 申込み説明会	令和7年4月5日(土) 11:10～12:30	C102 教室	学生本人のみ 参加可

大学授業料等無償化を申請するためには、日本学生支援機構の「給付奨学金」を申請し採用されることが条件となりますので、上記説明会に出席してください。

制度概要については、下記の通りです。

【制度開始時期】 令和7年4月

【対象者】 生計維持者が扶養している子どもが3人以上の多子世帯

※多子世帯とは

生計維持者が扶養している子どもの数が3人以上の場合を指します。

申し込み時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子どもの数が3人以上であることとしています。

仮に、そのご家庭に子どもが3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子ども」の数としては2人になり対象となりません。

多子世帯の判定は、日本学生支援機構の給付奨学金をお申込み頂き、マイナンバーを通じて扶養状況の確認の上、日本学生支援機構が行います。

要件に当てはまるかどうかの判定は大学ではできません。

確認したい場合は、申請を行い、日本学生支援機構の判定の結果を待ってください。

なお、アルバイト収入が多く生計維持者の扶養から外れている場合など、子どもとしてカウントされないケースもあり得ます。

【所得制限】 なし

【資産制限】 学生と生計維持者の資産合計額:3億円未満

【授業料減免額】 年額70万円

(授業料全額が無償化されるわけではありません)

【入学金減免額】 10万円

【備考】 毎年3月に行われる給付奨学金適格認定(学業)において、「廃止」「停止」と判定された場合  
多子世帯への大学授業料等無償化についても「廃止」「停止」となります。

【お問い合わせ先】

奈良大学学生支援センター学生担当 TEL:0742-41-9505

事務取扱時間 平日 8:30～16:50

土曜日 8:30～12:30

2025.2.28